

2020年3月25日
日本郵政株式会社

かんぽの宿奈良における労働基準法違反について

2020年3月25日に、法人としての弊社および弊社社員が、かんぽの宿奈良の料理人に関する時間外労働に対する割増賃金の不払いおよび年次有給休暇を与えなかったことについて、労働基準法第37条第1項および第39条第5項違反の疑いで奈良労働基準監督署から書類送検されました。

弊社といたしましては、この事態を大変重く受け止めており、深く反省しているところでございます。

関係者の方々に多大なご迷惑をお掛けし、また、弊社に対する信頼を損なうこととなり、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、今後も当局の調査に全面的に協力してまいります。

今後、こうした事案が発生することのないよう指導を徹底してまいります。

発生施設 施設名 かんぽの宿奈良
 所在地 奈良県奈良市二条町 3-9-1

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵政株式会社

経営企画部門広報部（報道担当）

電話：（直通）03-3477-0201